

●香川県告示第88号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年2月24日から同年3月10日まで小田漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年2月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 発起人の住所及び氏名  
さぬき市小田601番地 松岡 尹  
さぬき市小田1577番地 鶴井 巖  
さぬき市小田616番地 河野 博
- 2 加入区の名称  
小田加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
小田漁業協同組合